

第 8 回 川俣町小学校再編準備協議会 会議録(要旨)

- 1 日 時 令和 3 年 4 月 30 日(金)午後 3 時から午後 4 時 30 分
- 2 場 所 川俣町役場 3 階 農業委員会室
- 3 出席者 委員 17 名、事務局 8 名
(欠席委員 3 名)

4 議題等

- (1) 登下校について
- (2) 標準服・運動着の着用時期、デザイン等について
- (3) その他
 - ・ 協議会スケジュールについて
 - ・ 教育課程検討部会の検討内容について

5 会議内容

(1) 開 会

第 8 回川俣町小学校再編準備協議会を開催いたします。

(2) 委嘱状交付

新年度となり、保護者代表の委員に変更があったので、川俣南幼稚園 PTA 菅野律子様に委嘱状を交付する。

(3) 町長あいさつ

こんにちは。皆様には常日頃より川俣町の教育行政にご尽力いただきまして、ありがとうございます。小学校再編準備協議会は令和元年 11 月から協議をいただきまして、本日で 8 回目となります。この間、学校運営や施設の改修、標準服・運動着、スクールバスの運行など、再編に向けた様々な課題につきまして、協議をいただいておりますことに感謝申し上げます。令和 4 年 4 月の再編まで、残り 1 年を切りましたが、令和 3 年度予算において、保護者の皆様の負担軽減のため、今年度の 1 年生～5 年生の児童の皆さんに標準服を支給することといたしました。また、川俣小学校校舎やプールの改修、建築工事、校舎裏側の町道側溝整備、スクールバスを降りてから学校までの歩道整備等、教育環境の充実や登下校の安全確保を図り、小学校再編に備えてまいりたいと考えております。

最後に、各学校におきましては、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に行いながら、授業や学校行事を行っていただいておりますが、今後ともご家庭や各地区の皆様と連携を図りながら子供たちの安全安心を守ってまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(4) 教育長あいさつ

こんにちは。1 月は町内の新型コロナウイルス感染者が続き、2 月は町長選挙、それに伴う 3 月議会の日程変更、4 月の臨時議会開催により、昨年 11 月の第 7 回協議会から期間が空いてしまいましたが、その間の経過についても後ほどご報告

させていただきます。

昨年の今頃は、幼稚園、小・中学校が新型コロナウイルス感染防止のため、休校となっていました。GW 後の再開に向け、緊張した日々でありましたが、そこから 1 年がたち、コロナウイルスに対しましては、さらに緊張感をもちながら取り組んでいかなければならないと思っております。福島県では学校に感染者が多く出ている状況であります。子供たちの健康を守るために一層、配慮していかなければならないと思っております。

教育委員会では、今年度大型の事業を抱えております。再編準備協議会でも要望がございましたが、今回、藤原町長をはじめ町議会の皆様のご理解をいただき、子供たちの未来のため、標準服(夏・冬)の支給を決定いただきました。教育委員会としましては、よりよい教育の実現と再編して良かったと思っていただけるような学校にしていきたいと思っております。6 月からは中央公民館の耐震工事、エレベーター、図書室の増設工事。また南小学校跡地に予定している認定こども園の基本設計が出来上がり、実施設計に入っていきます。教育委員会に多額の予算をいただいていることを踏まえ、緊張感を持って事業を進めていきたいと思っております。委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(5) 会長あいさつ

こんにちは。教育長から話がありましたように昨年 11 月の第 7 回会議から順延や延期と 5 か月ぶりの会議となりました。昨年の段階では川俣町の感染者は一人もおりませんでした。現在 15 名の感染者数となっております。そのような中、町には学校関係も含め、様々な対策を行っていただいています。令和 4 年 4 月に新しいシルクプランの下、小学校が立ち上がる準備ということで残りわずかとなっております。皆様にはご意見をいただきながら、子供たちに健やかな教育ができる、安心安全な場となるよう、協議をしていきたいと思っております。

本日の議事は、登下校について、標準服・運動着についてですが、大きな協議する部分は、これが最後となるかと思っております。十分にご意見を出していただき、速やかに決定をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(6) 前回会議録の確認

(事務局) 事前に第 7 回協議会会議録(要旨)を委員の皆様にお送りしてご確認いただきましたが、誤り等の連絡はありませんでした。改めて前回会議録の確認をさせていただきます。誤り等はありませんか。

(意見等なし)

(事務局) ただ今の出席委員は、全 20 人中の 17 人です。協議会規則第 6 条第 2 項の規定によって会議が成立していることをご報告いたします。

(7) 経過報告

事務局 資料により説明(略)

第 7 回の協議会開催以降に教育委員会が取組んできた内容、令和 3 年度予算の概要について説明

(8) 議事

会長

今、経過報告していただきましたように、委員の皆様も心配していたことが、令和 3 年度予算に計上されたようですので、少し安心したところでございます。

(1)登下校について、事務局より説明をお願いいたします。

登下校については、前々回からの継続審議となっております。今回、事務局より案をご説明いただきまして、皆様から忌憚のないご意見を出していただきたいと思います。よろしくお願いいたします

事務局

資料により説明(略)

通学方法については、現在、学校に近い地域では自然と集団登校となっており、遠いところについては複数人で登下校となるよう学校でも配慮しております。現在の実情、町内の道路状況を踏まえまして、提案させていただきます。自由登校ではありますが、保護者間で連絡を取り合って、集団で登校できるような可能性を残しながらの提案とさせていただきます。

会長

ただ今の事務局の説明について、皆様からご意見等がありましたらお願いいたします。前回の会議では、スクールバスの対象として 2 km 未満でも何とかならないかとのことでしたが、一つの基準として対応していくという事務局の回答でした。基本的には自由登校としていくが、複数人で登下校するよう、地域によっては配慮していくとのことでございます。

委員

2 kmで縛るのは十分理解していますが、遠い児童は集団登校とあるが、これは可能なのか疑問です。飯坂はスクールバスに乗らない子供は1～5 人だと思う。遠い子供たちは集団でとのことですが、集まって集団で川小に来るのであれば、地域ごとにスクールバスにさせていただくのが理想という思いは変わりません。

事務局

再編にあたり、町全体のことを考えて2kmとさせていただきました。徒歩通学に限らず、スクールバス登校でも乗降所まで歩くことを考えますと、保護者の方にもご協力をいただくことになると考えております。

会長

スタートして実際にやってみないと分からないと思います。基本的なルールが無いと進みませんので、このルールで行ってみて、現実的に違うというところは、柔軟に対応していただきたいと思います。その中でも、できる部分とできない部分があると思いますが、この案でよろしいでしょうか。

委員

これで進めるとして、数か月後にチェックをするのですか。

事務局

何か月後ということではなく、実際に運用して課題が出てくれば、そ

のときに教育委員会と学校で対応いたします。

委員 小綱木地区は南小学校にスクールバスで登校していますが、中学校はほとんど保護者の送迎となっています。保護者からは、人数も少ないので、中学生も一緒に乗せてもらいたいとの声があります。中学生が試験の時は下校時間も早いので、保護者の負担となっています。中学生の乗車をお願いできませんでしょうか。

事務局 中学生のバス利用については、今までもご要望が出ていました。小綱木の場合、人数も少ないのでバスに余裕がありますが、余裕がない地域もございますので、一部の地域だけ許可することはしていません。遠方から通学の中学生には自転車購入の補助や交通費の補助で対応しています。

会長 教育委員会でも考えているようですが、今すぐには難しいようです。
登下校に関しては基本的には事務局案にしまして、何か課題が出ましたら速やかに調整、協議をして対応していくということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

会長 (2)標準服・運動着の着用時期、デザイン等について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料により説明(略)

会長 標準服・運動着については、6 回にわたって、保護者と先生方等で具体的に検討してまとめていただきました。第 6 回検討部会を開催した 12 月 18 日の時点では事務局は標準服支給の予算は考えていないということでしたので、案では標準服の着用時期は買替えるときからとなっていました。先ほど教育長からありましたように、町で子供たちのために支給ということで、予算化されたことから、標準服の着用時期が変更されました。
デザインは見ていただいているとおりです。皆様からご意見ございませんか。

委員 確認ですが、女子でもスラックスは購入できるのですか。

事務局 標準服・運動着検討部会において、女子でもスラックス可能ということで確認しています。

委員 どちらでもよい、というのは決定事項でよろしいでしょうか。

事務局 ご承知のとおり、2030 年に向けて SDGs の目標ではジェンダー平等に取り組んでおります。学校においても混合名簿にしたり、いろいろな部分で浸透しております。スラックスを希望するお子さんはスラックスでかまいません。また、そのことによって問題が生じ無いように配慮して進めていきます。

会長 内容につきましては、保護者の皆様、先生方の標準服・運動着検

討部会にて、6 回にわたって検討してまとめていただきました。標準服・運動着の着用時期、デザイン等は事務局案でよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

会長 (3)その他の協議会スケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料により説明(略)

委員の皆様にご尽力いただきまして、令和元年 11 月から開催してきた協議会において、予定していたすべての方針が決定されました。協議会で決定されたことは教育委員会に報告する必要があります。協議、検討結果を報告書にまとめまして、委員の皆様にご審議いただき、決定した後に教育委員会に報告いたします。

会長 協議会のスケジュールということで事務局より説明がございました。報告書の内容は文書を郵送し、見ていただくとのことですが、今後、協議会を開催する予定はあるのですか。

事務局 新たに協議、検討事項が出てくれればお集まりいただきます。予定していた項目については方針が決定しましたので、6 月に会議を開催し決定していただければと思います。決定されたら終了となります。

会長 他にご意見ございますか。

委員 スクールバスの乗降所は決まっていないと思うのですが。

事務局 昨年の 9 月にスクールバス運行の方針は決定していただき、基本的なスクールバスの道順はお示しいたしました。乗降所等の細部につきましては学校や PTA 等をとおして決定していくということで、確認をいただきました。

委員 乗降場所の許可をもらわなければならないのではないのでしょうか。

事務局 学校や PTA 等をお願いしまして、場所を選考、候補が決まりましたら、教育委員会として地権者に許可をもらうことになります。それは教育委員会として実行していく考えであります。

委員 各学校に任せるといいますか。

事務局 教育委員会事務局で案をお示して各学校、PTA 等に不都合が無い確認していただく予定です。

委員 協議会では分からないということでしょうか。事後報告だけですか。

事務局 決定したら報告したいと考えております。

会長 私も確認しましたところ、協議会の規則では協議会で検討し、その報告に基づいて、実際には教育委員会が行うということのようです。校歌の場合は、校歌を作るということは協議会が検討、決定し、予算化、どなたにお願いをするのか、どのような内容にするか等は教育委員会の責任において行うということのようです。我々の協議会としてはどのような内容になるかということとは分からないということです。標準

服・運動着については、子供たちが着用するということで、保護者や先生を構成員とした検討部会で検討し、最終的に協議会が決定するというございます。

事務局

会長からもありましたように、校歌やスクールバスの乗降所については協議会において方針を決定していただきまして、実際の制作や乗降所の具体的な場所の決定は教育委員会が執行していくということでございます。標準服・運動着につきましては、保護者の負担が伴うことから検討部会を作り、保護者の皆様や先生方に検討していただき、協議会で決定するというございます。

会長

スクールバスの乗降所については、町で案を作っていた段階で、地元住民と協議をし、一番いい場所にする、ということですので、地域に話が無く一方的にやることは無いと思います。

他にご意見ございますか。

委員

川俣小学校の改修工事ですが、騒音が授業の妨げになることはないでしょうか。

事務局

改修工事は、工区分けをして壁で仕切って工事をする予定ございます。5月の連休明けから工事に入りますが、授業の支障にならないように配慮してまいります。児童がいる中での改修となりますので、音の出るものについては授業の後や土曜日など、学校の教育に支障とならないよう、十分に配慮して実施したいと考えておりますのでご理解いただければと思います。

委員

地震などこれから何があるか分からない状況です。主役は子供たちですのでプライオリティーをきちんと精査していただき、先延ばしにならないようにしてもらいたい。予定の12月には終わるように、子供たちに支障が無いようにしていただきたいです。

会長

よろしくお願いします。その他、ご意見ございますか。

委員

標準服を支給していただくことになり、在校生は大変に助かると思います。これから在校生に周知されると思いますが、早めに周知していただきたいと思います。制服はバラバラで買い替えなければならないのかなど、保護者の皆さんが心配されています。早めの周知をお願いします。

会長

早めに周知をして、保護者が安心するようにお願いしたいとのことですが、いかがですか。

事務局

保護者に直接かわることですので、学校を通して、教育委員会から通知いたします。

会長

(3)その他の教育課程検討部会の検討内容について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料により説明(略)

今後、6・7・8月の部会では、今まで行ってきた学校と地域との教育活動を、今後どのようにするか検討いたします。検討部会は8月で一旦終了し、その後は川俣小学校を中心に検討いたします。川俣小学校の求めに応じて臨時的に開催する予定です。

会長

皆様からご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

(特になし)

伝統と文化に関する教育は、地域に学校があれば子供たちも先生も分かりますが、学校が統合し無くなると分からなくなります。復活させるのは難しいです。川俣町にどのようなものがあるのかを十分に精査して、埋もれることのないように考えていただきたい。

他にご質問等ございますか。

委員

今後、残される学校はどうするのですか。検討会を並行してやっていくのか、それとも、学校が統合した後になるのでしょうか。

事務局

昨年、各学校におきまして、地元の方、PTAの方のご意見をいただきました。閉校後の利活用については、現段階では具体的には決めておりません。町全体の施策の一つとして考えていく必要があると考えております。教育委員会として、「このように使いたい」という方針を作るよりも、町全体としてどのような利活用ができるのかということを考えていく必要がありますので、今後皆様にもご意見をいただきながら検討を進めていきたいと考えております。

会長

その他、ございますか。

(なし)

以上で議事は終了いたします。ありがとうございました。

(9) その他

次回の会議開催日程でございますが、先ほどの議事でもありましたように、事務局で報告書案を作成いたしまして、皆様に原案をご送付申し上げます。皆様にご意見を頂戴いたしまして、内容を検討、また会長と精査させていただきまして、会長より事務局案でよろしいとのご意見をいただければ、次回の会議を開催することなく教育委員会に報告いたします。修正等がございましたら皆様にご報告させていただき、報告書の作成をするということでよろしいでしょうか。

(了承)

(10) 閉会

これで、閉会いたします。本日はありがとうございました。